

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

健康こども未来課

1 制度概要

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国的に実施される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、全てのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労要件を問わず月一定時間までこども園を利用できる制度である。

対象者	0歳6か月から満3歳未満でこども園等に通っていないこども
実施場所	認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業所等
利用時間	こども1人あたり月10時間まで（時間単位の柔軟な利用）
利用料金	1時間あたり300円
その他	初回などに「親子通園」が可能

0歳		1歳		2歳		3歳		4歳		5歳		6歳	
あり 就労要件	認定こども園等（2・3号） ※小学校就学まで											小学校	
	なし 就労要件	こども誰でも通園制度 ※月一定時間までの利用可能枠					認定こども園等（1号） ※満3歳～小学校就学まで						

2 一時預かり事業との違い

	こども誰でも通園制度	一時預かり事業
位置付け	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の給付事業	市町村が実施主体となる補助事業
事業概要	家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくようにこどもの育ちを応援することが主な目的	保護者の保育の必要性に応じてこどもを預かることが主な目的（参観日、病院、冠婚葬祭、リフレッシュなど、用事でこどもをみられないときの制度）
対象者	市内在住のこどものうち、こども園等に通っていない0歳6か月～3歳までのこども	1歳～就学前まで ※里帰り出産等、市外在住者も利用可。 ※一部私立園は0歳～
利用可能時間等	月10時間まで	月14日まで
利用料金	1時間当たり300円 ※別途副食費あり	1～2歳 1時間当たり400円 3歳以上 1時間当たり350円 ※私立園は、各園で料金を設定。 ※別途副食費あり
実施方法	一般型、余裕活用型	一般型、余裕活用型
施設への給付費等	1時間当たり850円を給付	一般型の施設を対象に年間延べ利用児童数により1施設当たり2,833,000円（300人未満）～6,273,000円（2,100人～2,699人）の補助金を交付
その他	親子通園可能	親子通園不可（保育の必要性によるため）

3 実施方法

(1) 一般型

こども園の利用定員とは別にこども誰でも通園制度の定員を設定し、受入れを行う。

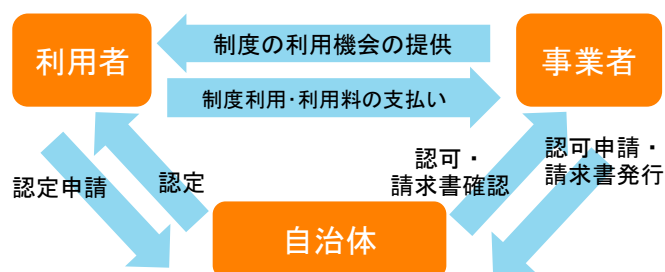
在園児合同実施	在園児と一緒に過ごすことを基本とする。(こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員が合同で対応)
専用室独立実施	在園児とは別に、専用室でこども誰でも通園制度を利用することも同士で過ごすことを基本とする。
独立施設実施	こども園に併設せず、こども誰でも通園制度のみを実施する施設で事業を行う。

(2) 余裕活用型

こども園の空き定員の枠を活用し、受入れを行う。

※ 人員配置は、一般型、余裕活用型ともに一時預かり事業に準拠する。(0歳児：3人につき保育従事者1人以上、1～2歳児：6人につき保育従事者1人以上)

<利用者・事業者・自治体の関係性>



総合支援システムによる予約等

こども誰でも通園制度では、こども家庭庁構築の「総合支援システム」を使用し、予約等の管理を行う。

- ①利用者が市へ利用申請（電子申請又は窓口）を行う。
- ②市は申請内容を審査し、認定の通知及びシステムのアカウント発行を行う。
- ③利用者はシステムで事業者に対して初回面談の予約を行う。
- ④利用者はシステムで利用予約を行う。

4 条例制定（認可・確認等）

(1) 事業認可

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定め、子ども・子育て会議の意見を徴取の上、私立こども園の事業認可を行う。

(2) 給付費に係る確認

乳児等通園支援給付費の支給を受ける施設が遵守すべき運営基準（利用開始、乳児等通園支援の提供、管理・運営等）を条例で定め、確認手続を行う。

5 スケジュール（予定）

年月	手続き関係
11月	・事業者説明会の開催（制度概要、認可手続等）
12月	・【12月議会】認可基準（設備や職員配置等）に関する条例案提出 ・確認基準に関する内閣府令公布（～1月頃）
令和8年1月	・認可申請の受付 ・事業者への研修資材の配付（国から届きしだい）
2月	・認可について子ども・子育て会議へ意見聴取（書面実施）、認可決定 ・【2月議会】確認基準（給付費支給に係る運営基準）に関する条例案提出 ・確認申請の受付、確認通知
3月	・総合支援システムの運用開始（事業者アカウント発行） ・利用者申請受付開始、利用予約受付開始（広報3月号・HP掲載予定） ・公定価格の周知（国の公定価格告示が公布されしだい）
4月	・こども誰でも通園制度開始